主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする

理 由

会社更生法二三二条に規定する更生計画の認否の裁判は、非訟事件の裁判であり、 純然たる訴訟事件ではないから、その抗告審の裁判も公開法廷における対審によつ でする必要はなく、また、それによらなかつたからといつて憲法三二条にいう裁判 を受ける権利が制限又は剥奪されると解すべきではなく、したがつて、原審が公開 の法廷における対審又は当事者の審尋を経ないで審理、裁判をしたことをもつて憲 法三二条、八二条の規定に違反するということができないことは、当裁判所の判例 の趣旨とするところである(最高裁昭和四〇年(ク)第四六四号同四五年一二月一 六日大法廷決定民集二四巻一三号二〇九九頁参照)。本件抗告理由のうち右の違憲 をいう部分は理由がなく、論旨は採用することができない。

本件抗告理由のうちその余の違憲をいう部分は、その実質は原決定の単なる法令 違背を主張するものにすぎず、特別抗告適法の理由にあたらない。

よつて、本件抗告を棄却し、抗告費用は抗告人らに負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和六〇年一月二二日

最高裁判所第二小法廷

進		橋	大	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
次	圭		牧	裁判官
郎	六	谷	鳥	裁判官